（旅行命令等の変更の申請）

第七条　旅行者は、法第五条第一項又は第二項の規定により旅行命令等の変更を申請する場合には、その変更の必要を証明するに足る資料を提出しなければならない。

（行政職俸給表㈠に相当する職務の級）

第八条　令第一条第二項第三号に規定する「これに相当する職務の級」は、旅行者の職務の内容及び旅行者に支給される給与の額を勘案して定めることとし、次の各号に掲げる者について、各庁の長は財務大臣への協議を経たものとみなして、当該各号に掲げる職務の級とすることができる。

一　一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）第六条第一項第一号ロ及び第二号から第十号までに規定する俸給表の適用を受ける者　別表第一の一及び別表第一の二で定める職務の級

二　一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号。別表第一の三において「任期付研究員法」という。）第三条第一項の規定により任期を定めて採用された者　別表第一の三で定める職務の級

三　一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第百二十五号）第三条第一項の規定により任期を定めて採用された者　用務の内容及び行政職俸給表㈠の適用を受ける者との権衡を考慮して各庁の長が定める職務の級

四　特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号。次号及び別表第一の三において「特別職給与法」という。）第一条第四十四号に掲げる者　別表第一の三で定める職務の級

五　一般職給与法第二十二条の規定による非常勤職員及び特別職給与法第一条第四十五号から第七十二号までに掲げる者　用務の内容及び行政職俸給表㈠の適用を受ける者との権衡を考慮して各庁の長が定める職務の級

六　一般職の職員以外の職員であつて、その者の受ける俸給が一般職給与法を準用して定められている者　現にその者について定められている職務の級

（鉄道賃に係る鉄道）

第九条　令第五条第一項に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道に類するもの

二　軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道に類するもの

三　外国における前二号に掲げるものに相当するもの

（船賃に係る船舶）

第十条　令第六条第一項に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶に類するもの

二　外国における前号に掲げるものに相当するもの

5　前二項の規定により陸路の路程を計算しがたい場合には、同項の規定にかかわらず、地方公共団体の長の証明する元標その他当該陸路の路程の計算について信頼するに足るものを起点として計算することができる。

6　外国旅行の旅費の計算上必要な路程の計算は、前五項の規定の趣旨に準じて行うものとする。

［新設］

（旅行命令等の変更の申請）

第六条　旅行者が、法第五条第一項又は第二項の規定により旅行命令等の変更を申請する場合には、その変更の必要を証明するに足る資料を提出しなければならない。

［新設］